

(「遊技機製造業者の業務委託に関する規程」第12条第1項関係)

特定部品に関する細則

日本遊技機工業組合
日本電動式遊技機工業協同組合
(日電協規約細則 第17号)

遊技機製造業者の業務委託に関する規程第12条第1項の規定に基づき、特定部品のうち指定営業所に業務委託できる部品の範囲を次のとおりとする。

ぱちんこ遊技機

1. 発射ユニット
2. ハンドルユニット
3. 払出ユニット
4. 役物その他遊技球と接触する可能性のある遊技盤上の構造物のうち、アタッカー、電チュー、その他入賞を容易にするための装置または入賞感知機構を備えた部品以外の部品

回胴式遊技機

1. メダルセレクター
2. 電源ユニット
3. ホッパー
4. 設定キーユニット
5. スタートレバー
6. ストップボタンユニット
7. リールユニット

この細則は、令和2年1月1日から施行する。